

桜井警察署 速度取締り指針（令和7年上半期）

令和6年12月
奈良県桜井警察署

- ★ 下記の路線、時間帯を重点に速度取締り活動を推進します。
- ★ 重点以外の場所、時間帯であっても、速度取締りを実施することがあります。
- ★ 交通事故発生状況により、重点路線等を変更する場合があります。

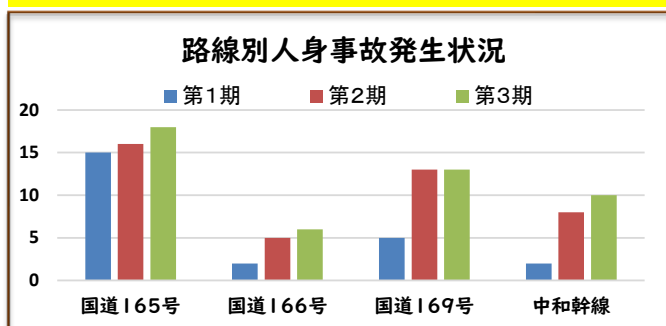
重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道165号	6:00～12:00	初瀬、吉隠、榛原地区	指定50km/h
国道166号	9:00～12:00/15:00～18:00	粟原、大宇陀地区	指定50km/h
国道169号	9:00～12:00	粟殿、三輪、芝地区	指定50km/h
中和幹線	6:00～9:00/15:00～18:00	全区間	法定60km/h

管内の人身事故発生状況

比較期間 ① 第1期(R4.1.1～R4.9.30)

② 第2期(R5.1.1～R5.9.30)

③ 第3期(R6.1.1～R6.9.30)

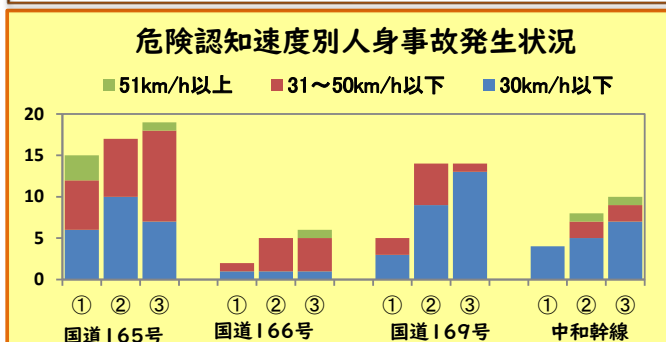


【管内の人身事故発生状況】

本年9月末までの交通事故発生状況は、人身事故が117件（去年同期比+22件）で増加傾向にあります。一方、物件事故は1,685件（去年同期比-11件）とやや減少傾向にあります。

【路線別人身事故発生状況】

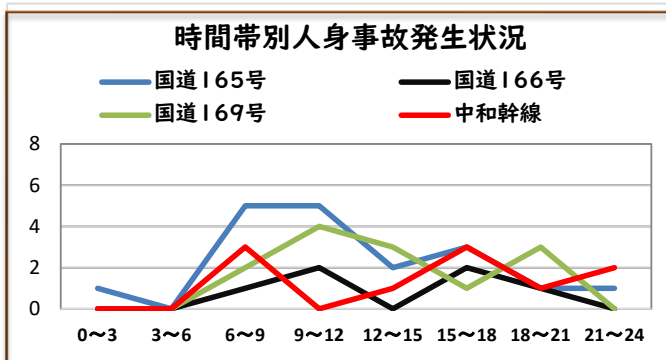
重点路線別で人身事故の発生状況を見ますと、国道169号以外の全ての路線で増加傾向にあります。



【危険認知速度別人身事故発生状況】

第3期中において危険認知速度が高速度（51km/h以上）となる人身事故が計4件発生しており、第2期と比較すると、その割合は増加しています。国道165号の高速度、中速度の割合が全体の半分以上を占め、増加しています。

※ 危険認知速度とは・・・事故直前に運転者が危険を感じた時の速度を言います。



【時間帯別人身事故発生状況】

過去3期中の全重点路線における人身事故の発生状況として、

6～9時、9～12時の時間帯に多く発生しています。

とりわけ重点路線のうち、

- ・国道165号：6～9時、9～12時
- ・国道166号：9～12時、15～18時
- ・国道169号：9～12時
- ・中和幹線：6～9時、15～18時

の時間帯が特に多く発生しています。

今後の方針

- 各重点路線において速度超過が原因の事故防止や速度抑制を目的とした速度取締りを継続的に推進します。
- 本年9月末時点で、危険認知速度が高速度（51km/h以上）となる人身事故が4件発生していることから、死亡事故等重大事故の発生抑止に向け、事故多発時間帯を中心に速度取締りを推進します。
- 通学路や生活道路を中心に、可搬式オービスを活用した速度取締りを推進し、通学児童や地域住民の安全確保に向けた取組みを推進します。

その他の交通指導取締り方針

重大事故に繋がるおそれの高い歩行者や自転車利用者が関係する事故を抑止するため、歩行者・自転車利用者の多い通学路・生活道路等を中心に、横断歩行者妨害等の取締りを推進するほか、歩行者に対する正しい横断方法の安全指導、自転車利用者の交通ルールの遵守、マナー向上を目的とした交通指導取締りを推進します。